

すみだ 国保だより

マイナンバーカードを健康保険証として利用しましょう

問い合わせ先 こくほ資格係 ☎03-5608-6121~2

マイナ保険証を使うメリット

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのことをいいます。

- 過去のお薬・診療データに基づくより良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額な支払いが不要になる
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される
- 確定申告の医療費控除の手続で医療費通知情報が自動入力される



マイナ保険証を利用するには？

マイナンバーカードの取得

パソコン・スマートフォンから
オンラインで申請

郵送による申請

まちなかの証明写真機から申請

健康保険証の利用登録

医療機関・薬局

顔認証付きのカードリーダーで登録

パソコン・スマートフォン

※パソコンでの登録には、ICカードリーダーが必要です

セブン銀行

ATMで24時間対応・手数料は無料

区役所窓口でも登録できます！

ご自身での手続が難しい方には、
2階の国保年金課でお手伝いを
しています。



マイナンバーカードの健康保険証利用方法▲

医療機関・薬局での使用方法

カードリーダーにマイナンバーカードを置く

本人確認（顔認証または4桁の暗証番号を入力）

過去の医療情報等提供の同意の可否を選択



スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになりました

機器の準備が整った医療機関・薬局で利用可能です。

スマートフォンのマイナ保険証が利用できる施設か事前にご確認ください。



スマートフォンのマイナ保険証利用について▲

マイナ保険証をお持ちでなくても資格確認書により、これまでどおり医療機関等を受診できます

医療費通知をお送りします

問い合わせ先 こくほ給付係 ☎ 03-5608-6123~4

医療費通知は、受診した医療機関等の名称、医療費の額（総額および自己負担相当額）、受診日数等をお知らせするものです。

保険医療機関等からの請求内容をご確認いただくとともに、皆さんの健康に対する認識を深めていただくため、令和6年12月から令和7年11月までの診療情報を令和8年2月上旬にお送りする予定です。

なお、医療費通知の表示内容が一部変更され、前年までと異なる点がありますので、詳細は区ホームページをご覧ください。

※通知は世帯分をまとめて世帯主あてに送付します。通知を医療費の明細書として税の申告手続に利用することができます。



ジェネリック医薬品を使ってお薬代を軽減しましょう

問い合わせ先 こくほ給付係 ☎ 03-5608-6123~4

ジェネリック医薬品を使用することで、皆さんのお薬代を軽減できるだけでなく、医療費全体の抑制につながります。

また、現在服用されている新薬（先発医薬品）をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担が一定額以上軽減されると見込まれる方に、差額通知をお送りしていますので、どのくらいお薬代が安くなるのかの参考にしてください。



交通事故・傷害事件により医療機関を受診される際はご連絡ください

問い合わせ先 こくほ給付係 ☎ 03-5608-6123~4

第三者（他人）から受けた傷病による医療費は、原則として加害者の負担となります。しかし、加害者がすぐに医療費を支払えないなどやむを得ない場合には、「第三者行為による傷病届」を提出することにより、国民健康保険を適用して診療を受けることができます。受診の際は、必ずご連絡ください。



高額療養費が支給されます

問い合わせ先 こくほ給付係 ☎ 03-5608-6123~4

高額療養費は、医療機関などに支払った医療費の一部負担金が、同一の月に同一の世帯で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。

該当する方には、診療月からおおむね3か月後の月末に、ご案内と申請書をお送りしますので、お手元に届きましたら、申請してください。

詳細は、区ホームページをご覧ください。



加入者がお亡くなりになったときの葬祭費

問い合わせ先 こくほ給付係 ☎ 03-5608-6123~4

国保に加入している方が亡くなったとき、その葬儀を行った方（喪主）に、葬祭費7万円が支給されます。葬儀を行った日の翌日から2年以内に申請してください。なお、交通事故等により亡くなった場合は対象外となることがあります。

詳細は、区ホームページをご覧ください。



国保資格喪失後の受診による医療費を返還していただくことがあります

問い合わせ先 こくほ給付係 ☎ 03-5608-6124

墨田区の国保資格を喪失した後に、墨田区国保の資格を使用して医療機関等を受診した場合、墨田区が負担した医療費を返還していただくことになります。返還が必要な方には、ご案内をお送りしますので、手続をしてください。

なお、区に返還後、受診時に加入していた健康保険の保険者に請求することができますが、原則として時効の期間（療養を受けた日の翌日から2年）を経過すると給付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

詳細は、区ホームページをご覧ください。



口座振替やスマートフォン決済アプリ等をご利用ください

問い合わせ先 こくほ保険料係 ☎ 03-5608-6125~8

保険料の納付は、行く手間と時間が省け、納め忘れない口座振替が便利です。Web口座振替受付サービスではパソコン・スマートフォンから24時間いつでも口座振替の申込みができます。

モバイルレジを利用したクレジットカードやネットバンキングでの支払いのほか、スマートフォン決済アプリ（PayPay、d払い、au PAY、J-Coin Pay、楽天ペイ）もご利用いただけます。

詳細は、区ホームページをご覧ください。



延滞金の徴収について

問い合わせ先 こくほ保険料係 ☎ 03-5608-6523~4

納期限内に保険料を納付しなかった場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じた延滞金が保険料に加算されることがあります。保険料は保険制度を運営するための大切な財源です。期限内の納付をお願いします。

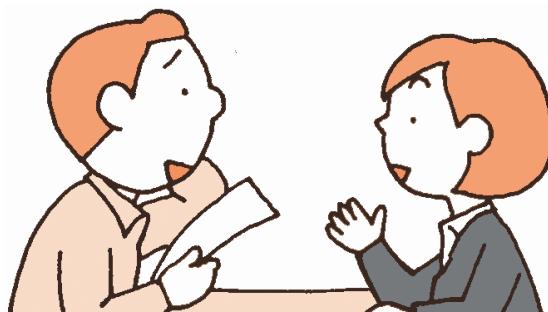
保険料の納付相談をお受けします

問い合わせ先 こくほ保険料係 ☎ 03-5608-6523~4

保険料を納めないと、滞納分の保険料を後でまとめて納付していただくことになるほか、延滞金を徴収されたり、財産を差し押さえられたりすることがあります。

納付が困難な方、遅れている方はお早めにご連絡ください。ご事情を伺い、納付方法の相談をお受けしています。

※平日、仕事等で相談に来られない方は、日曜納付相談（毎月第2日曜日午前9時から午後4時まで）を行っていますので、お問合せください。



新たな健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続が必要です

問い合わせ先 こくほ資格係 ☎ 03-5608-6121~2

就職して職場の健康保険に加入したときや、家族の健康保険の扶養家族になったときには、国民健康保険をやめる届出が必要になります。

●区役所・出張所窓口での手続

届出に必要なもの

- ①新たに加入した（会社等の）資格確認書または資格情報のお知らせ
- ②墨田区の国民健康保険資格確認書またはマイナンバーカード

●郵送による手続

上記①をコピーし、その余白に「国民健康保険の喪失届」である旨と、氏名、生年月日、住所、電話番号をご記入の上、墨田区国保年金課こくほ資格係あてにお送りください。

▶送付先住所 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

●電子申請

国民健康保険をやめる届出は右の二次元コードからも行うことができます。



国民健康保険の窓口受付時間が変更になりました

問い合わせ先 こくほ庶務係 ☎ 03-5608-6120

令和7年12月1日から墨田区役所庁舎一部（国保年金課、窓口課等）の受付時間が変更になりました。

詳細は、区ホームページをご覧ください。

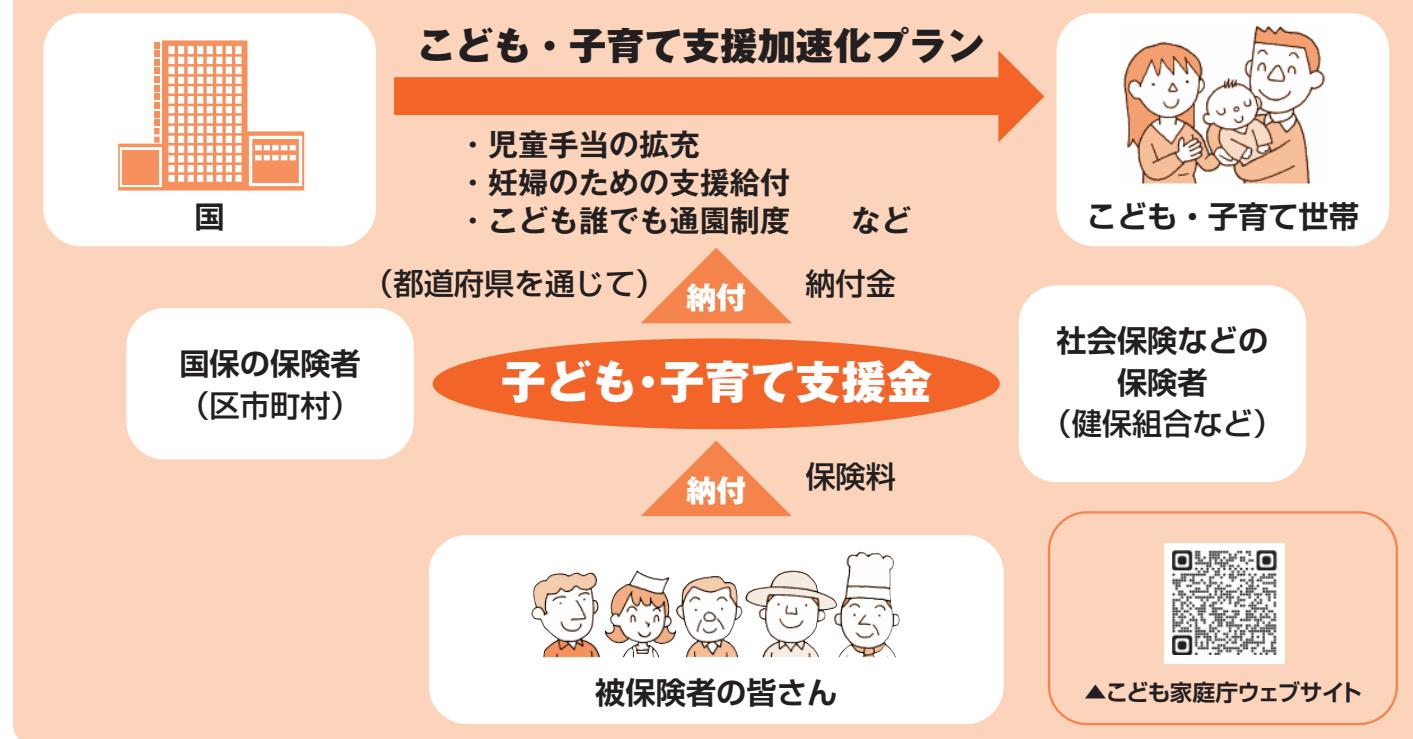


対象	受付時間
平日（月曜日から金曜日まで）	午前9時から午後4時30分まで
水曜延長窓口	第1・第3水曜日 午前9時から午後7時まで
日曜窓口	第2日曜日 午前9時から午後4時30分まで

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは何ですか？

- 将来を担うこどもたちや子育て世帯を社会全体で支えるための仕組みです。
- 子ども・子育て支援金は、「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）に盛り込まれた「こども・子育て支援加速化プラン」を実行するための財源の一部であり、医療保険の保険者が医療分などの保険料と合わせて徴収し、支援納付金として国へ納付します。



令和8年度から保険料はどうなりますか？

- 国民健康保険料は、被保険者の皆さんの医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者の医療制度を支える「後期高齢者支援金分」、40歳から64歳までの方（介護保険の第2号被保険者）が納める「介護納付金分」の3種類で構成されています。
- 令和8年度以降は「子ども・子育て支援納付金分」を加えて保険料を納めていただくことになります。
- ▶子どもの保険料については、18歳に達する日の属する年度まで均等割額の全額が軽減されます。



国の試算		
令和8年度	令和9年度	令和10年度
250円	300円	400円

※子ども・子育て支援納付金分を含めた令和8年度国民健康保険料の保険料率は、令和8年2月～3月に開催される区議会定例会で決定する予定です。